

令和5年度

広聴・相談

活動の一年

板橋区

は　じ　め　に

区では、区民の皆様からの意見・要望・苦情等を、「区長への手紙」をはじめ、窓口や電話、区民の声収集システム等により、日常的に受け付けています。さらに、「区民と区長との懇談会」、「いたばし・タウンモニター及びいたばし・eモニター事業」を通じて、区民の皆様からの声の把握に努めています。

区民の皆様から信頼され、開かれた区政を一層推進するため、情報の公開はもとより、区民の皆様からの声を区政へ迅速に反映することが大切であると考えます。

ここに、令和５年度に寄せられた区民の皆様からの声を集約しましたので、意向を把握するうえでの一助として活用してまいります。

なお、質問等に対する回答内容や所管組織は令和５年度当時のものです。その後の法令改正や組織改正により、令和６年１０月現在では変更されている場合もあります。

令和６年１０月

政策経営部広聴広報課

目 次

	ページ
1 区長への手紙、区民の声	1
(1) 「区長への手紙」「区民の声」受付状況	2
(2) 「区長への手紙」処理状況	4
(3) 「区長への手紙」内容	8
2 区民と区長との懇談会	15
(1) 実施状況	15
(2) 発言件数	16
(3) 報告書（高島平地区）	17
（熊野地区）	18
（清水地区）	19
3 モニター制度	20
(1) モニターの属性	20
(2) 活動状況	21
4 庁舎見学等	23
5 各課における広聴活動状況	24
(1) 広聴会・説明会等実施状況	24
(2) 公募委員選任状況	28
(3) パブリックコメント実施状況	32
(4) 区民の声収集システム受信件数	33
6 相 談	34
(1) 各種相談実施状況（区民相談）	34
(2) 主要相談種目の状況（区民相談）	35
(3) 地域センターの相談実績	39

※表やグラフの百分率の表示は、端数処理の関係から合計が100%にならないことがあります。

1 区長への手紙、区民の声

区民の皆様から、区長あてに直接寄せられる「区長への手紙」は、区の広聴機能の根幹として、区長自ら一通一通大切に目を通しています。

「区長への手紙」で寄せられた意見や要望などは、広聴広報課で受け付けた後、速やかに所管課に写しを送付し、対応を依頼しています。

対応にあたり回答を要するものは、所管課から文書などによりご本人あてに回答していますが、所管部が複数にまたがる場合は、所管部からの回答をまとめたうえ、広聴広報課から回答しています。

いずれの場合も、回答文書については、送付する前に区長が一通一通目を通し、区長名により回答しています。

また、広聴広報課へ寄せられる意見・要望などは、「区民の声」として受け付けしています。

「区民の声」は、広聴広報課で直ちに対応できるものを除き、その内容を「回答を要するもの」と「供覧するもの」とに区分したうえ、所管課に送付して、対応を依頼しています。

このうち、回答を要する場合は、所管課からご本人あてに電話等により直接回答するよう依頼していますが、課長名等による文書で回答するケースもあります。

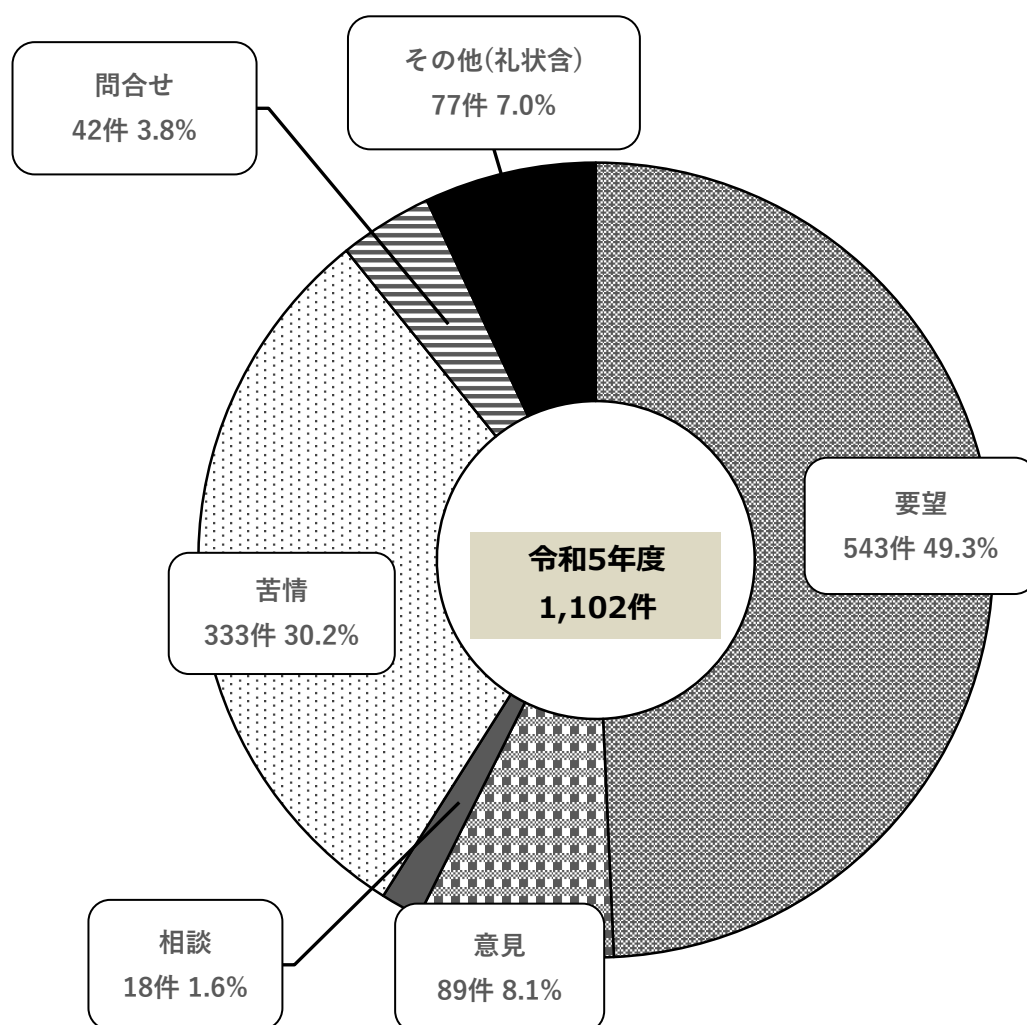
(1) 「区長への手紙」 「区民の声」 受付状況

①内容別受付件数

(単位：件)

年 度	合 計	要 望	意 見	相 談	苦 情	問 合 せ	そ の 他
令和3年度	1,277 (879)	641 (535)	142 (100)	23 (16)	346 (149)	61 (53)	64 (26)
令和4年度	1,152 (754)	358 (298)	313 (276)	11 (9)	395 (127)	32 (22)	43 (22)
令和5年度	1,102 (721)	543 (483)	89 (65)	18 (11)	333 (108)	42 (32)	77 (22)

※ () 内は、「区長への手紙」による受付分で内数。

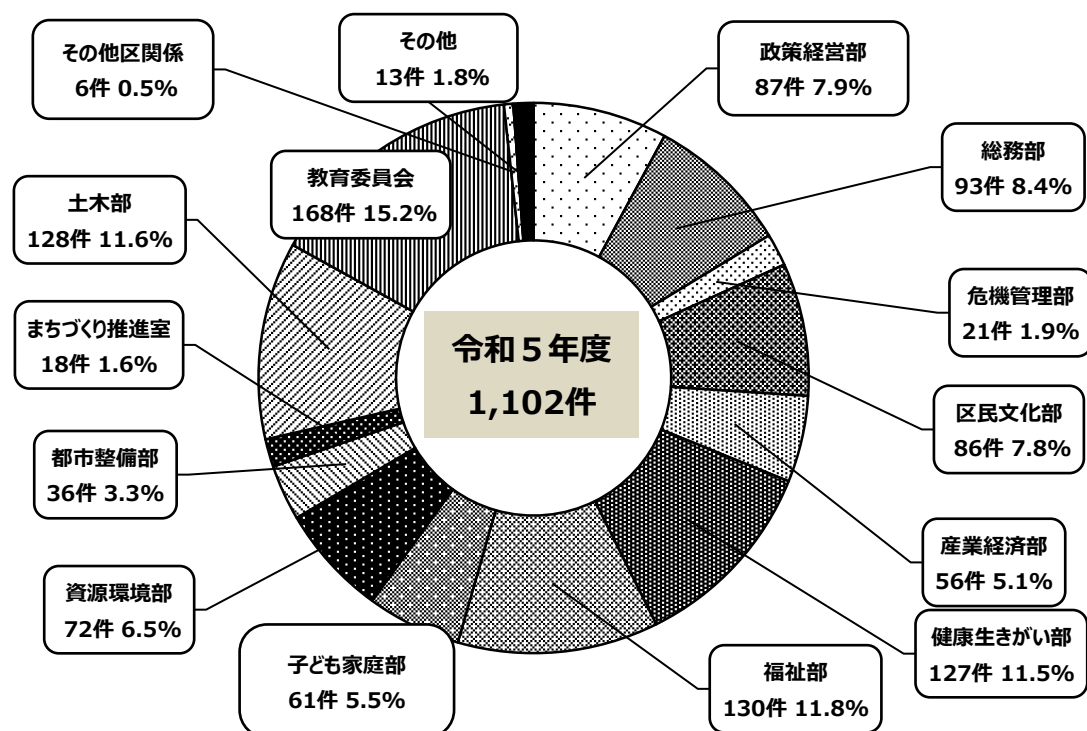


② 所管別受付件数

(単位：件)

所 管	計	要 望	意 見	相 談	苦 情	問合せ	その他
政策経営部	87 (22)	19 (15)	4 (0)	5 (0)	17 (3)	6 (3)	36 (1)
総務部	93 (38)	26 (14)	7 (4)	1 (1)	47 (15)	2 (2)	10 (2)
危機管理部	21 (17)	12 (11)	2 (2)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	3 (1)
区民文化部	86 (64)	42 (39)	7 (5)	1 (1)	32 (17)	2 (1)	2 (1)
産業経済部	56 (34)	15 (12)	8 (6)	2 (2)	24 (9)	4 (3)	3 (2)
健康生きがい部	127 (73)	62 (49)	7 (7)	0 (0)	50 (12)	4 (3)	4 (2)
福祉部	130 (45)	33 (21)	8 (7)	1 (1)	75 (12)	5 (1)	8 (3)
子ども家庭部	61 (42)	32 (32)	6 (5)	2 (1)	18 (2)	0 (0)	3 (2)
資源環境部	72 (67)	51 (51)	7 (5)	1 (1)	11 (8)	1 (1)	1 (1)
都市整備部	36 (35)	23 (23)	3 (3)	1 (1)	4 (3)	2 (2)	3 (3)
まちづくり推進室	18 (18)	10 (10)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)
土木部	128 (104)	87 (79)	11 (7)	2 (1)	22 (11)	4 (4)	2 (2)
教育委員会	168 (145)	113 (110)	17 (13)	2 (2)	29 (13)	5 (5)	2 (2)
その他区関係	6 (4)	5 (4)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
他の官公署	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	13 (13)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	1,102 (721)	543 (483)	89 (65)	18 (11)	333 (108)	42 (32)	77 (22)

※ () は「区長への手紙」による受付分で内数。



(2) 「区長への手紙」 処理状況

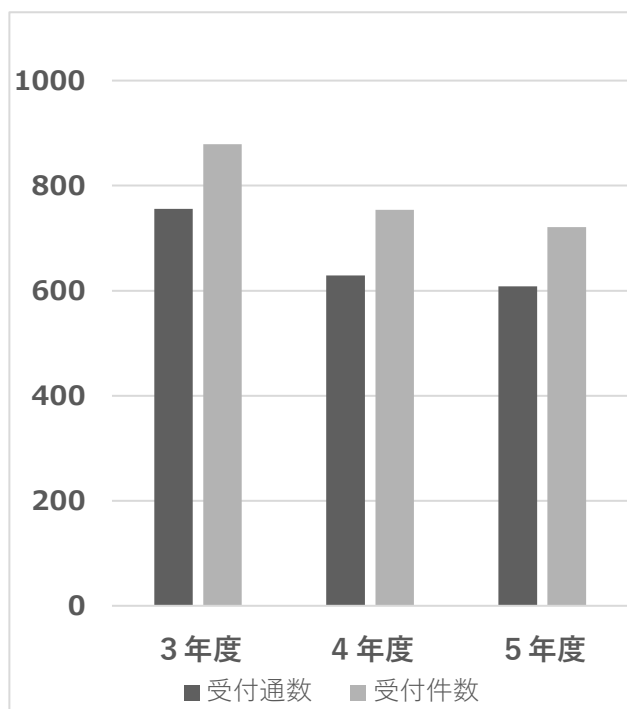
①年度別受付通数・件数

(単位：通) (単位：件)

年 度	受付通数	受付件数
令和3年度	756 (491)	879 (567)
令和4年度	629 (388)	754 (455)
令和5年度	608 (431)	721 (497)

※受付件数は、1通の中に複数の要望・意見などがある場合、各々を1件として積算した件数を示す。

※（ ）は、区民の声収集システムによる受付分で内数。



令和5年度の「区長への手紙」の受付通数は、前年度に比べ21通の減で、受付件数は33件の減となっています。受付件数のうち区民の声収集システムでの受付は497件(68.9%)でした。

②年代別受付通数

(上段単位：通、下段単位：%)

年 度	計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	年齢不明
令和3年度	756	14	11	62	89	79	86	60	23	332
	100	1.9	1.5	8.2	11.8	10.4	11.4	7.9	3.0	43.9
令和4年度	629	9	11	59	95	67	81	41	8	258
	100	1.4	1.7	9.4	15.1	10.7	12.9	6.5	1.3	41.0
令和5年度	608	12	26	71	78	52	54	38	11	266
	100	2.0	4.3	11.7	12.8	8.6	8.9	6.3	1.8	43.8

令和5年度における「区長への手紙」の差出人の年代は、43.8%が不明(未記入)となっています。

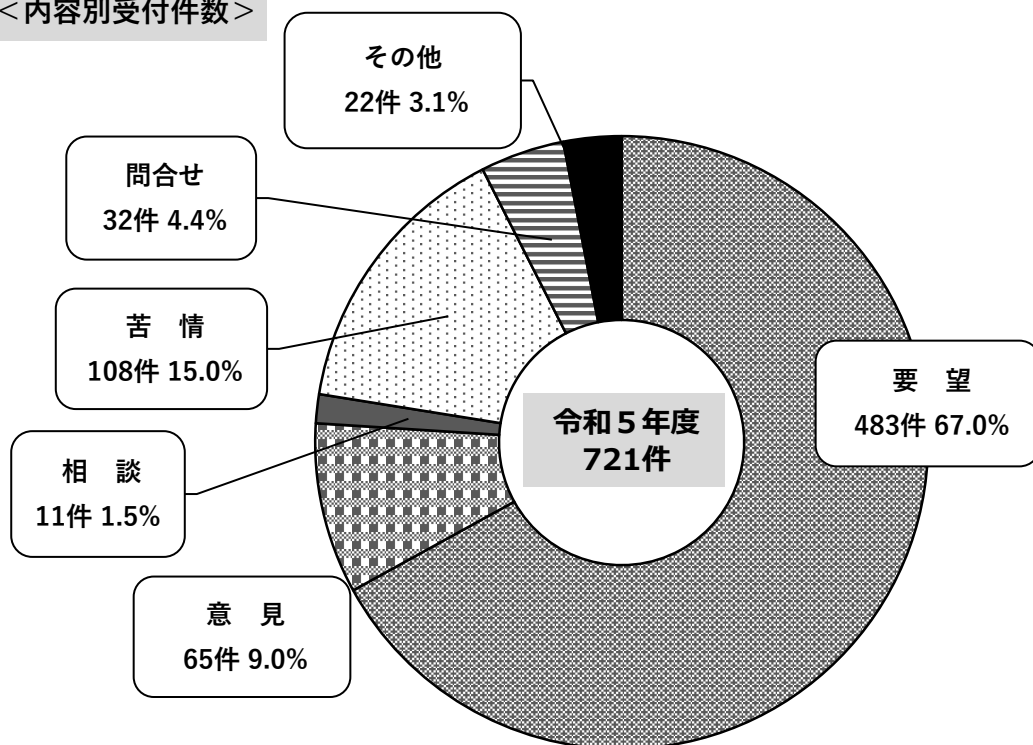
記入のある方を年代別にみると40歳代の方が78通(12.8%)と最も多く、次いで30歳代の方が71通(11.7%)となっています。

③内容別受付件数

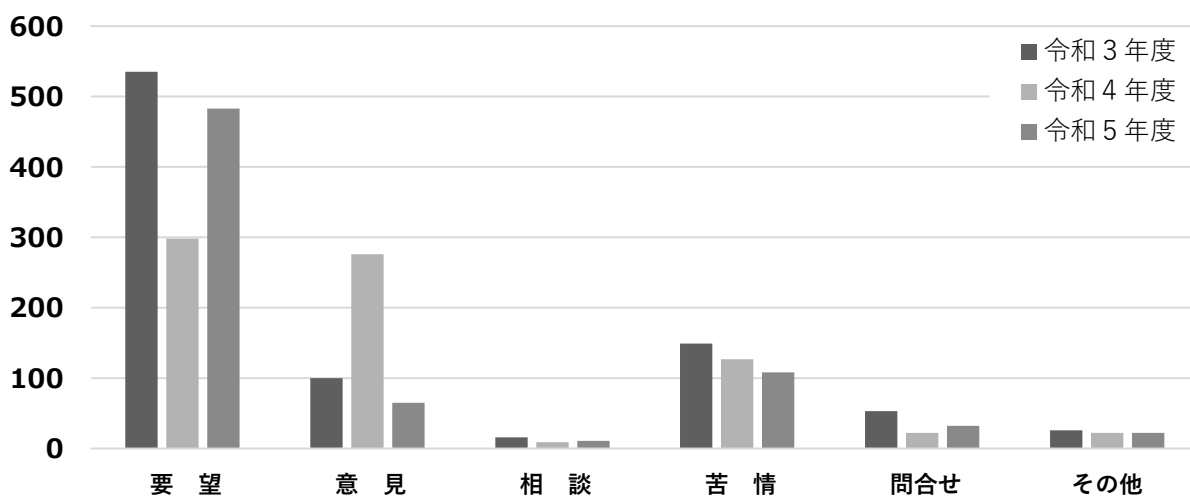
(単位：件)

年 度	合 計	要 望	意 見	相 談	苦 情	問合せ	その他
令和 3 年度	879	535	100	16	149	53	26
令和 4 年度	754	298	276	9	127	22	22
令和 5 年度	721	483	65	11	108	32	22

<内容別受付件数>



<内容別受付件数の推移>

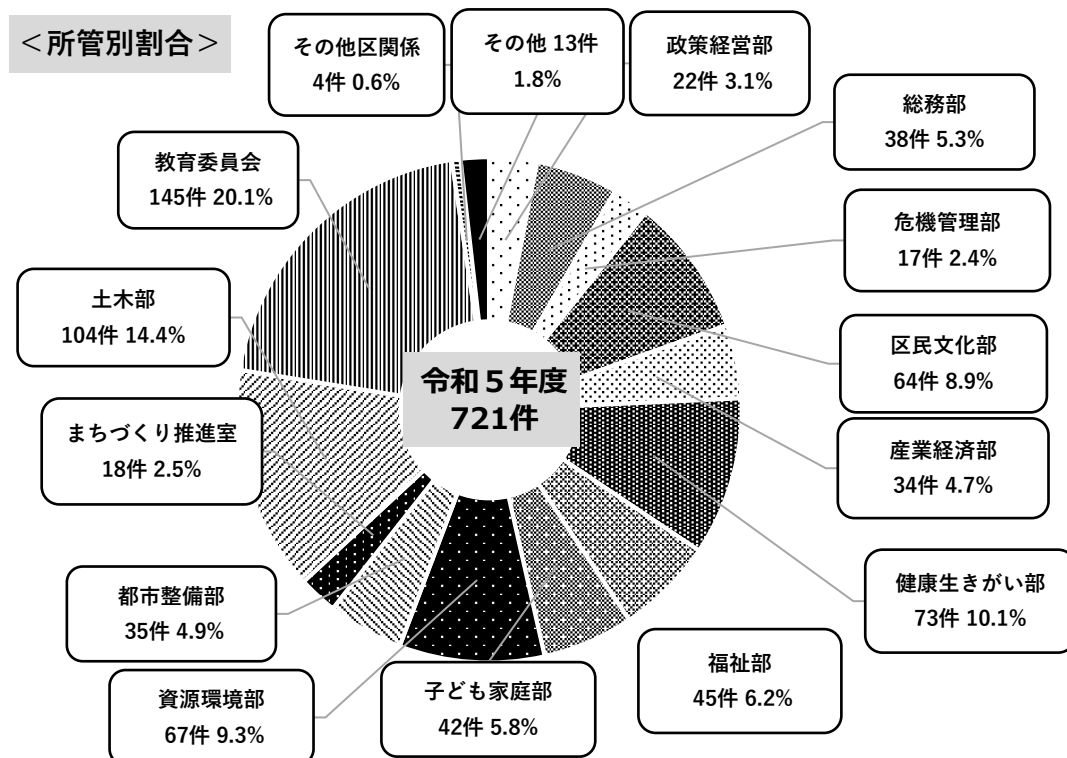


令和5年度における「区長への手紙」を内容別にみると、「要望」が483件(67.0%)と最も多く、次いで「苦情」108件(15.0%)、「意見」65件(9.0%)となっています。

④所管別受付件数

所 管	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計	879件	754件	721件
政策経営部	49件	40件	22件
総務部	31件	35件	38件
危機管理部	8件	11件	17件
区民文化部	87件	86件	64件
産業経済部	14件	33件	34件
健康生きがい部	201件	74件	73件
福祉部	62件	58件	45件

所 管	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども家庭部	53件	62件	42件
資源環境部	54件	50件	67件
都市整備部	18件	21件	35件
まちづくり推進室	6件	8件	18件
土木部	96件	112件	104件
教育委員会	172件	137件	145件
その他区関係	8件	5件	4件
他の官公署	20件	22件	0件
その他	0件	0件	13件

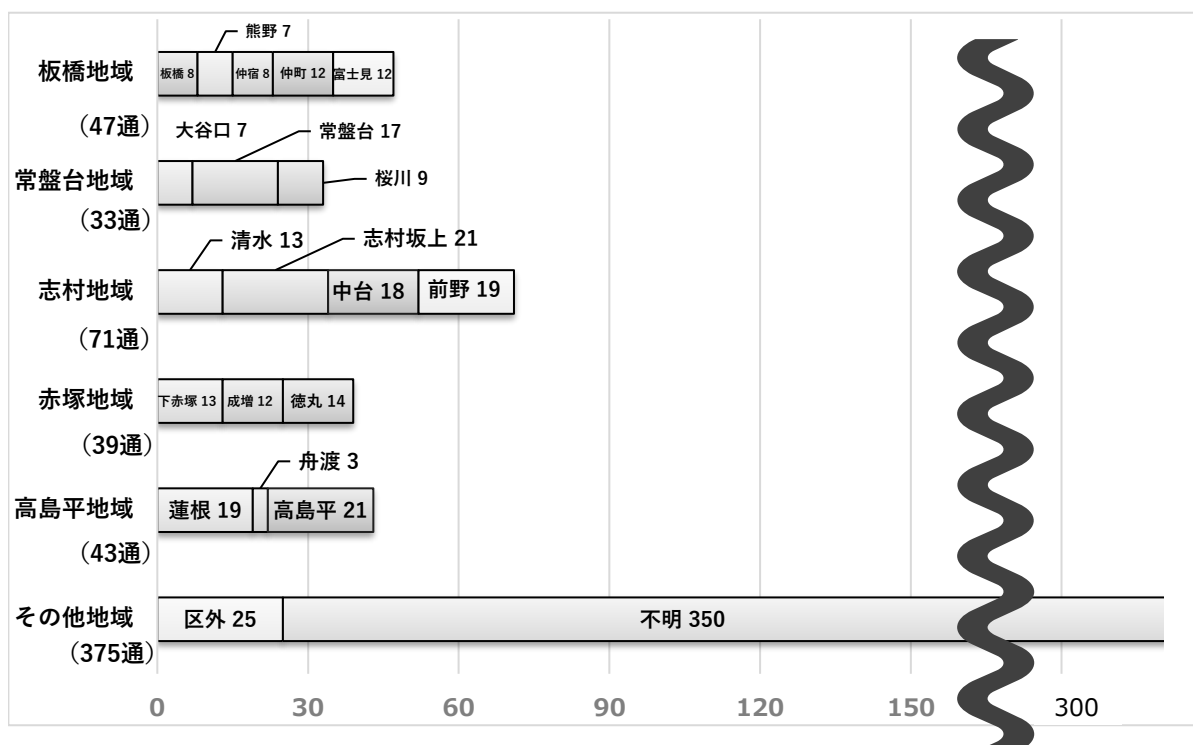


⑤施策別受付件数の推移

順 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	保健・衛生 136件 15.5%	学校・教育 91件 12.1%	学校・教育 73件 10.1%
2	学校・教育 112件 12.7%	公園・緑化 51件 6.8%	交通・自転車対策 51件 7.1%
3	児童・保育 51件 5.8%	道路・橋梁・河川 46件 6.1%	公園・緑化 43件 6.0%
4	道路・橋梁・河川 40件 4.6%	体育施設 32件 4.2%	図書館 36件 5.0%
5	図書館 38件 4.3%	戸籍・住基事務 30件 4.0%	喫煙所・歩きたばこ 34件 4.7%
受付数	879件	754件	721件

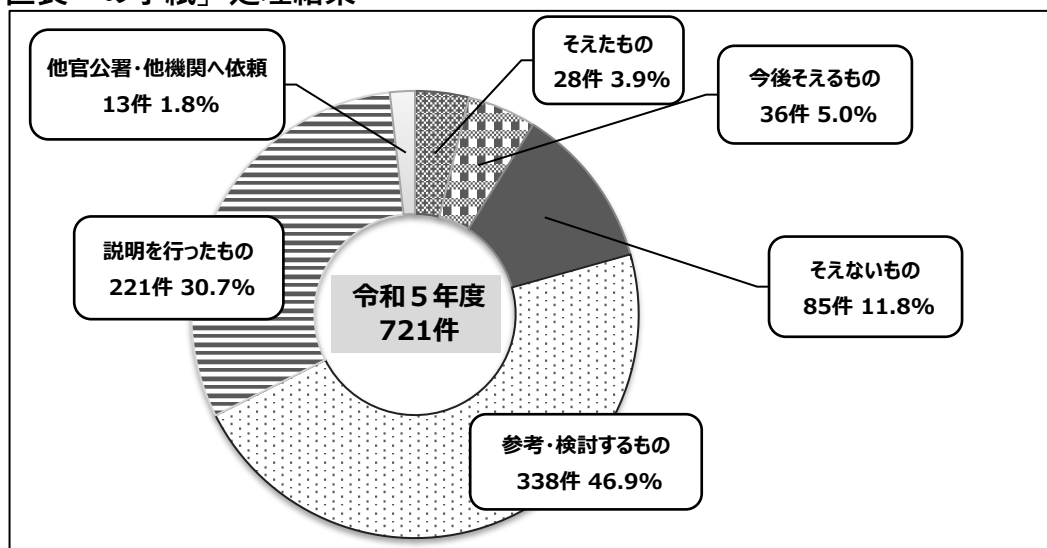
令和5年度の施策別受付件数では、「学校・教育」が73件（10.1%）と最も多く、次いで、「交通・自転車対策」が51件（7.1%）、「公園・緑化」が43件（6.0%）が上位に位置しています。令和3年度から令和5年度にかけては、「学校・教育」「公園・緑化」「図書館」が比較的多くなっています。

⑥地域（地域センター）別受付通数



地域センター担当地域別の受付通数で最も多かったのは、志村地域(71通)でした。次いで板橋地域(47通)、高島平地域(43通)、赤塚地域(39通)、常盤台地域(33通)の順になっています。なお、その他は375通(61.6%)あり、電子メールの増加とともに、差出人の住所が記載されていない手紙が見られるようになっていきます。

⑦「区長への手紙」処理結果



「区長への手紙」の処理結果をまとめると、意見・要望等に「そえたもの」と「今後そえるもの」の合計が64件(8.9%)になります。また「参考・検討するもの」は338件(46.9%)、「説明を行ったもの」221件(30.7%)、「そえないもの」85件(11.8%)でした。

(3) 「区長への手紙」 内容

「区長への手紙」（抜粋）の要旨と回答は次のとおりです。なお、掲載内容は回答日現在の状況となりますので、現段階の状況とは異なる場合があります。

区民文化部	
所 管 課	地域振興課（令和 6 年 2 月 19 日受付）
件 名	障がいのある方の二十歳のつどいについて
要 旨	私の息子は、小学校から都立の支援学校に通っていました。二十歳のつどい案内状が届きましたが、本人は通っていない小学校に行ったとしても、周りから浮いてしまうのではないかと思います。別に 1 月とかにこだわる必要はないと思いますので、空いている時期に何処かの場所を用意してもらい障がい者の二十歳のつどいを開いていただく事は可能でしょうか？自分の家に障がい者が居ないと分かりにくいとは思いますが。日付は日曜日とかの方がいいと思います(月曜から金曜まで働いている子がほとんどのため)。文章で説明するのは難しいかと思いますが何となくでも伝えれば良いと思います。
回 答	二十歳のつどいは、二十歳になられた方を祝福し、社会人としての意識の向上を図り、また、地域社会における参加の意識を育むことを目的に実施しております。各地域の皆様の協力とその特色を生かした「二十歳のつどい」を実施することにより、地域の交流を図り、心の通い合うコミュニティづくりの一環としているものです。 板橋区では、区と板橋区町会連合会の各支部、板橋区青少年健全育成地区委員会の各地区委員会が共催し、地域の皆様の企画・運営によるつどいを、区内 18 地区で開催していますが、ご子息が会場の関係で、二十歳のつどいに参加できなかった点につきまして、ご不便をおかけいたしましたこと、大変申し訳ございませんでした。 障がいのある方の二十歳のつどいにつきましては、ご意見いただいたような開催方法もあるかと存じます。今後、他自治体での事例等も参考にしながら、開催方法や開催時期等も含めて、障がいのある方の二十歳のつどいのあり方について、研究を深めてまいります。 何卒ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。 このたびは貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。
健康生きがい部	
所 管 課	おとしより保健福祉センター（令和 5 年 7 月 3 日受付）
件 名	身寄りのない高齢者等の身元保証等、終活支援
要 旨	単身世帯が増加する時代において、身寄りのない高齢者のますますの増加が予想されます。身寄りのない高齢者には、死後の対応や入退院の手続きをできる人がいなく、大きな課題かと思えます。 対応策を用意することができなければ、入院して医療を受けることもできない、亡くなった場合は、近所や自治体にも多大な迷惑を掛けてしまう、所有者のいない空き家が残ってしまう等、様々な問題が発生します。 本人も何とかしなければと焦りつつ、金銭が関連することもあり誰（機関、団体等）

を信用して、どのように進めればよいのか分からず、不安な気持ちで日々を過ごしています。一方、こういった高齢者に寄り添う終活支援を行う地方自治体は増えてきているとの報道を目にしております。

(例:「豊島区終活あんしんセンター」、横須賀市の「エンディングプラン・サポート」など)

また、「身寄りのない高齢者（おひとりさま）等の身元保証等を考える勉強会」が先月参議院会館の会議室で開催されたとの報道も目にいたしました。誰もが安心して最後まで板橋区で暮らしていけるように、是非、板橋区においても、「身寄りのない高齢者等の身元保証等」「終活支援」の体制・システムのご検討及び構築をお願いしたいと思います。

回 答 日頃から区の高齢者福祉行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

ご意見いただきました高齢者施策について、お答えいたします。区では住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が包括的・一体的に提供される仕組みである「板橋区版 AIP (Aging in Place)」の構築をめざし、取組を推進しています。

この取組の 1 つとして、区内にある 18 の地域センターの区域ごとに町会・自治会、民生・児童委員、シニアクラブ等の地域の多様な団体・住民で構成された、住民が主体となり地域全体で高齢者の生活を支える協議体を設置しており、高島平地域においては、地域の高齢者のニーズを踏まえ、その地域独自の「エンディングノート」を作成するなど、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域ごとに住民主体の活動を行っております。

区はこれらの地域活動ができる仕組みを構築するほか、高齢者が住みやすい環境の構築をめざし、「板橋区版 AIP」の取組を推進していきます。

また、「身寄りのない高齢者等の身元保証等」につきましては、国の動向を踏まえ、板橋区社会福祉協議会等と連携を図りながら、高齢者に対する権利擁護等の取組を推進してまいります。

さらに「終活支援」につきましては、令和 5 年 1 月に「終活の始め方」という講演会を実施したところでございますが、区民のニーズや他自治体の動向を踏まえ、終活に関する取組につきましても推進してまいります。

区では現在、高齢者福祉施策の基本方針や今後取り組むべき具体的施策を定める「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026」を制定するため準備を進めておりますが、いただいたご意見等を踏まえ計画策定に取り組んでまいります。貴重なご意見をありがとうございました。今後とも区政に対し、ご理解とご協力をお願いいたします。

所 管 課 健康生きがい部（保健所）予防対策課（令和 5 年 9 月 5 日受付）

件 名 带状疱疹ワクチン接種助成について

要 旨 千葉県いすみ市では 18 歳以上にも带状疱疹ワクチンの接種助成が開始されました。带状疱疹はいまや 20 代や 30 代でも感染することが多い病です。

私自身も 20 代で一回、30 代で一回発症しました。

带状疱疹ワクチンは高額であるため、全額を自費で打つのは難しい方も多いです。

回 答	板橋区でも若年層からの助成を検討してください。 ご要望いただきました带状疱疹ワクチンの接種助成につきまして、お答えいたします。 带状疱疹を予防するためのワクチンは、現在 2 つの製品（シングリックス、ビケン）があり、50 歳以上の方に対してはどちらも承認されています。シングリックスは、令和 5 年 6 月 26 日に、带状疱疹に罹患するリスクが高いと考えられる 18 歳以上の方（疾病または治療による免疫不全である者、免疫機能が低下した者または免疫機能が低下する可能性のある者、その他医師が接種を必要と認めた者）についても承認されました。 板橋区では、带状疱疹の発症を予防するとともに、区民の費用負担を軽減するため、令和 5 年 7 月 1 日から、発症の多い 50 歳以上の区民の方を対象として、带状疱疹ワクチン任意予防接種助成制度を開始しました。ご要望いただいた若年層への接種助成につきましては、ワクチンを接種可能な方が限定されることから、区内医療機関等との調整を含め、今後、検討してまいります。 この度は貴重なご意見をありがとうございました。今後とも区政に対してご理解とご協力をお願いいたします。
資源環境部	
所 管 課	資源循環推進課（令和 6 年 2 月 19 日受付）
件 名	プラスチックゴミの処理について
要 旨	4 月からプラスチックゴミも資源回収されますが、週 1 回では少なすぎます！ 現状、可燃ゴミの中で、プラスチックゴミの割合はかなり高いと思います。それを週 1 回の回収では、ゴミ集積所のスペースからしても無理があります！通常の空きビン、缶、ペットボトル、古紙回収だけでもスペースはいっぱいです。これでは道路にあふれる、ネットからはみだす(量が多いので)、カラスにやられるなど、弊害が多すぎます。 ぜひ、可燃ゴミの週 3 を週 2 にし、プラスチックゴミを週 2 にしてほしいです。 このままでは 4 月から大混乱すると思います。 (たぶんまだルール変更を知らない人も多いと思いますし) まだ時間があるので、ぜひ回収回数について再検討をお願いします！
回 答	いただきました、プラスチックの資源回収を週 2 回とすることについて、お答えいたします。 区は、プラスチック資源化を実施するにあたり、令和 3 年度に、区内から発生するごみの量及び性状（内容物）の調査を、令和 4 年度に、区内 110 世帯に実際にプラスチックを資源として排出していただき、その量と性状を調査・分析するモニター調査を実施いたしました。 そして、これら調査から、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源の総量に占めるプラスチックの割合を、重量ベースで 5%程度、区全体で年間 5,200t 程度と推計しております。推計を踏まえ、回収頻度については、プラスチックは軽く、体積ベースで 5%を超えることを考慮しながら、また事業開始当初の区民の皆様への事業の浸透とご協力の状況などを勘案して検討し、プラスチックを週 1 回とし、可燃ごみを週 3 回で当面維持することといたしました。

	ご懸念のプラスチックがあふれるという点につきましては、4月以降の収集量、また集積所の状況や推移を注視し、安定的かつ確実にごみ及び資源の収集ができるよう、収集回数や集積所のネットなどの物品貸与について、検討してまいります。 貴重なご意見をありがとうございました。今後とも区政に対して、ご理解とご協力をお願いいたします。
都市整備部	
所 管 課	高島平まちづくり推進課（令和5年8月28日受付）
件 名	西高島平駅のスーパー設置について
要 旨	西高島平駅周辺にスーパーがなく、野菜や肉を買うためには、隣の駅で下車しなければいけなくて、とても困っています。コンビニ、パチンコ店やホテルはありますが、それよりもスーパーが必要です。スーパーがあればとても住みやすくなると思います！どうぞご検討お願いします。
回 答	日頃から、区政に関心をお寄せいただきありがとうございます。 西高島平駅周辺には生鮮食品を扱う店舗の立地が乏しく、お困りのことと拝察いたします。ご意見をいただきました「西高島平駅のスーパー設置」について、お答えいたします。 西高島平駅付近において日常的な買い物（スーパー）の利便性の向上が課題となっていることは、区としても認識しております。 西高島平駅南側の高島平五丁目には、過去に生鮮食品を取り扱う店舗が営業していた時期もありましたが、その後撤退された経緯を踏まえ、採算性等から店舗営業が難しい状況にあると推測されます。 これまで区では、実施可能な取組として、都営三田線高架下での店舗募集に関する東京都への働きかけや民間移動スーパー事業との連携などにより、買い物環境の改善に努めてまいりました。 西高島平駅前にコンビニエンスストアが開店する等、一定程度の効果はあったものと考えますが、生鮮食品の購入については継続的な地域課題であり、スーパーの必要性は認識しております。 区が実施可能な取組や働きかけについては、引き続き検討してまいります。貴重なご意見をありがとうございました。今後とも区政に対して、ご理解とご協力をお願いいたします。
土木部	
所 管 課	南部土木サービスセンター・北部土木サービスセンター（令和5年7月9日受付）
件 名	じゃぶじゃぶ池の早期開始
要 旨	夏の気候が年々変わってきており、梅雨明けを待たずに猛暑日が続きます。じゃぶじゃぶ池を7月初めから開始いただけるようご検討のほど宜しくお願い致します。
回 答	ご要望いただきました「こどもの池」の早期開始について、お答えいたします。 「こどもの池」につきましては、地域の子供たちに地域の人たちが水遊びの場を提供しようと、昭和40年代から開始した事業です。 現在は、区と町会などが共催して、区内21か所（今年度実施は15か所）で運営していますが、担い手となる人材の確保が夏休み以外では難しいことや、多くの小学生に遊んで欲しいという願いから、発足当時から夏休みに実施してきた経緯があり

ます。

また近年は、運営団体の確保がますます困難となっており、利用者の減少も進んでいることから、運営できる池も減少せざるを得ない状況にあります。そのため、開催期間を早めたり、延長したりすることは難しいと言わざるを得ません。一方、温暖化の進む中で、子育てしやすい環境づくりに向けて、区では、運営できなくなった「こどもの池」を中心に、地域のご意見を聞きながら、噴水やシャワーなどの水施設への転換を進めております。その際は、夏休み期間にとらわれない利用も検討してまいります。

なお、現在、東板橋公園（板橋三丁目 50 番）では 7 月上旬から噴水での水遊びをご利用いただけるほか、今年度は高島平七丁目公園、西徳第一公園、四葉公園で、地域の方々とのご相談と調整を進めております。

「こどもの池」の早期運営のご要望にはお応えすることができませんが、現在運営中の池の安全な運営や、新たな水施設への転換の中で、子どもたちや子育てをされる皆さまの視点に立った環境改善に、さらに力を尽くしてまいりますので、今後とも、区政へのご理解とご協力をお願いいたします。

所 管 課	土木計画・交通安全課（令和 5 年 9 月 22 日受付）
件 名	矢畑川自由通路地下道ガードは、歩行者専用
要 旨	矢畑川自由通路地下道ガードは事実上、自転車走行可能になっております。 ですが、池袋駅東西を結ぶウィロードは、自転車走行禁止になっております。 矢畑川自由通路地下道ガード、名目上だけでも、自転車走行禁止にしていけないでしょうか？ 現状は、自転車が何の遠慮もなしに、通常走行しております。人によっては、危険とを感じるレベルと判断しました。まずは、立て看板設置いかがでしょうか？そして、できれば、警備員配置をお願いいたします。
回 答	矢畑川自由通路地下道ガードについて回答いたします。 現在、同ガードには、警視庁により、歩行者専用（自転車は除く）の交通規制が実施されており、歩行者と自転車が通行できる状況になっています。 ご意見をいただいたとおり、幅の狭いガード内を一部の悪質な自転車利用者が過度なスピードで走行してしまっている状況については区でも認識しており、これまで、板橋警察署とも連携しながら、注意喚起幕の設置や路面標示などの対策を講じてきたところですが、残念ながら危険な状態の解消には至っておりません。 そこで現在、警視庁において、同ガード内の交通規制について、自転車が走行できないように見直すための作業を行っている聞いています。交通規制の見直しが完了するまでには、今しばらく時間が掛かるとのことですが、区としてもしっかりと連携を図り、早期に実現できるよう取り組んでまいります。 ご要望いただきました看板の設置と警備員の配置についてですが、看板については、警視庁による交通規制が見直された後の利用状況を見て、設置の判断をいたします。 また、警備員につきましては、道路交通法上の交通規制が行われる場合、警察による取締りの対象となりますので、現時点での配置は考えておりません。 この度は、お手紙をいただきありがとうございました。 今後とも区政に対して、ご理解ご協力をお願いいたします。

教育委員会事務局	
所 管 課	中央図書館（令和 5 年 10 月 16 日受付）
件 名	中央図書館前のみんなの広場について
要 旨	中央図書館前のみんなの広場の人工芝のど真ん中で犬の排泄の場面を 3 度見ました（便は取り除き少量の水をかけていました）。 飼育者に注意をしたところ「役所から許可をとっている！」とのことで逆上され、話になりませんでした。 公園課に相談したところ、「排泄許可を取ることはない」とのことでその飼育者の勘違いだとは思いますが… 犬連れ込み禁止の公園ではないので人の立ち入らない茂み等での排泄は処理をすればマナーの範疇と思いますが、子供が手をついて遊ぶような場所（人工芝や遊具近辺）での排泄は禁止するよう注意書き等していただませんか？ 新しく綺麗な図書館になりポローニャ絵本館も移転して子連れには嬉しい場所になったにも関わらず、一部の衛生観念の低い方のせいで利用を控えるのはとても残念ですし、区の方としても早急に対策をとっていただきたく思います。
回 答	この度は、中央図書館前のみんなの広場について、大変不快な思いをさせてしましまして、大変心苦しく思います。 中央図書館のみんなの広場では、区立公園のルールに準じてみなさまにご利用いただいております。板橋区平和公園におきましても、他の区内の公園同様に「愛犬とお散歩できる公園」としており、犬等ペットの公園内（人工芝を含む）への立ち入りなどは禁止していない状況です。 中央図書館の対応としましては、10 月 21 日にみんなの広場にあるガイドポール 2 か所に、「多くの方が心地よく利用できるよう、ごみの処分やペットの排泄等に配慮していただくようお願いします」という旨の注意喚起の掲示を行わせていただきました。また、職員による巡回などを行い、糞尿処理をしない等の不適切な行為を見かけた場合はお声掛けをさせていただきます。なお、みんなの広場におきましては、日常清掃にてごみや落ち葉の収集を行い、3 か月に 1 回、高圧洗浄により人工芝等を洗い流す作業をさせていただいております。 多くの方に安心してご利用いただくため、飼い主の方にはマナーを守っていただくようお願いするとともに、ごみ拾いや清掃を引き続き行っていくよう努めてまいります。今後も何かお気づきの点などございましたら、図書館のスタッフまでお声がけいただきますようお願いいたします。 貴重なご意見をいただきありがとうございます。今後とも区政に対してご理解とご協力をお願いいたします。
所 管 課	学務課（令和 5 年 12 月 7 日受付）
件 名	給食の盛る量の見本の展示について
要 旨	私は板橋区の中学校に通っている生徒です。 学校のワゴンプールの所に給食の盛る量の見本が展示されています。「これは後で誰が食べるのですか」と、学校の先生に尋ねてみたところ、「区がその分のお金を出していて残念ながら廃棄されてしまう」と聞きました。とても勿体なく感じました。SDGs が取り組まれている中、廃棄を少しでも無くすような方法が他にあると思いま

	す。区長はこの件についてどうお考えでしょうか。
回 答	日頃から、板橋区の学校給食にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。また、SDGs にご関心をお持ちくださり、感謝申し上げます。 学校給食は、心身の健全な発達だけでなく、食に関する正しい理解の促進などを目的としています。 給食の盛り付け見本の展示は、配膳時の正しくきれいな盛り付けや皿の位置、適切な量のとりわけを示すことができ、食べる意欲を引き出すとともに、食育の推進にも役立っております。 また、見本の展示による適切な量の配膳については、学校給食における残菜量を減らす取組の一つであります。 その一方、展示に使用した給食については、常温の状態の数時間経過してしまっており、衛生面などの観点から食べるのに適当でないため、残念ながら廃棄せざるを得ない状況です。 板橋区では、給食を廃棄することのないよう、見本の展示の代替となる方法を検討しつつ、今後も学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るとともに、残菜量の削減を通じて、SDGs の達成に向けた取組を推進してまいります。 貴重なご意見をありがとうございました。
所 管 課	教育支援センター（令和 6 年 3 月 6 日受付）
件 名	小学校のパソコン
要 旨	小学校のパソコンが重すぎ、ランドセルを背負うのがとても大変です。 一度、足の指に落としてしまい、骨折してしまい、1 か月経ちますが、未だ内出血、痛みがあります。 もっと軽量の iPad の様な物にして頂けるとありがたいです。 どうかご検討宜しくお願い致します。
回 答	児童用のパソコンの重さについて、ご心配に感じられていること、心中お察しいたします。また、お怪我の具合はいかがでしょうか。一日も早く回復されることを心よりお祈り申し上げます。児童用のパソコンについては、教育委員会の所管となりますので、教育委員会に確認した内容を踏まえてお答えいたします。児童用のパソコンにつきましては、子どもたちが学びを継続するため、持ち帰りを行い活用すること、また、子どもたちの日常使いに耐えうる耐久性等を考慮し、現行のパソコンを採用することといたしました。児童用のパソコンの重さについては、これまでも心配の声をいただいております。各学校では登下校中の持ち物が児童にとって過度の負担とならないよう、その日の家庭学習で必要な教科書、ノートなどの学習用具以外は学校に置いていく等、登下校の安全確保と負担軽減を考慮しておりますが、一層推進するよう各学校に周知して参ります。いただきましたご意見について、教育委員会では検討が必要であると考えており、今後、令和 7 年度に予定されている端末入れ替えの際は、パソコンの重さも機種選定の視点の一つとして検討してまいります。貴重なご意見をありがとうございました。今後とも区政に対して、ご理解とご協力をお願いいたします。

2 区民と区長との懇談会

区民の皆様が普段の暮らしの中で感じたり考えたりした率直な意見・要望等について、区長をはじめ、区の幹部職員が直接話を伺い、可能な限り区政に反映させていくものです。

懇談会では、区民の皆様のごく身近な問題から区政全般に及ぶ問題まで幅広い発言があります。そのうち直ちに対応を要すると思われるものについては、広聴広報課から所管課・関係官公署等に連絡をとって対応を依頼しています。

令和5年度は3地区での開催を予定しておりましたが、台風13号による荒天のため、1地区（熊野）を书面開催としました。

(1) 実施状況

第1回 高島平地区 令和5年7月27日（木）

会 場 高島平地域センター

区 民 区民30人 区職員12人

発 言 数 7件

第2回 熊野地区 令和5年9月8日（金）

質 問 数 7件

台風13号による荒天のため、书面開催に変更

第3回 清水地区 令和5年11月14日（火）

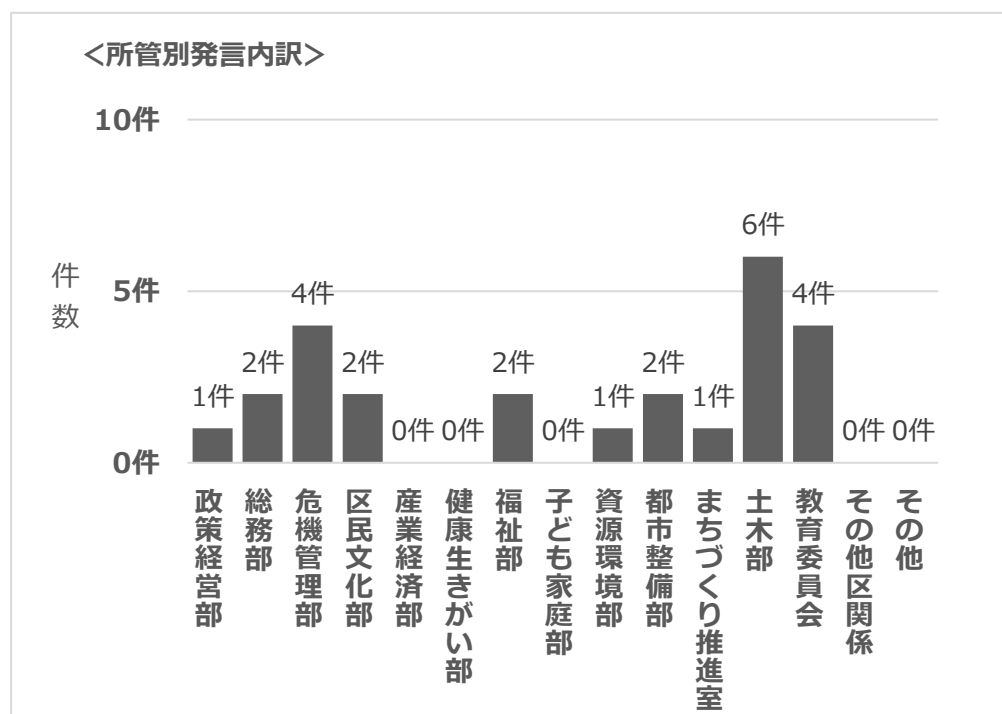
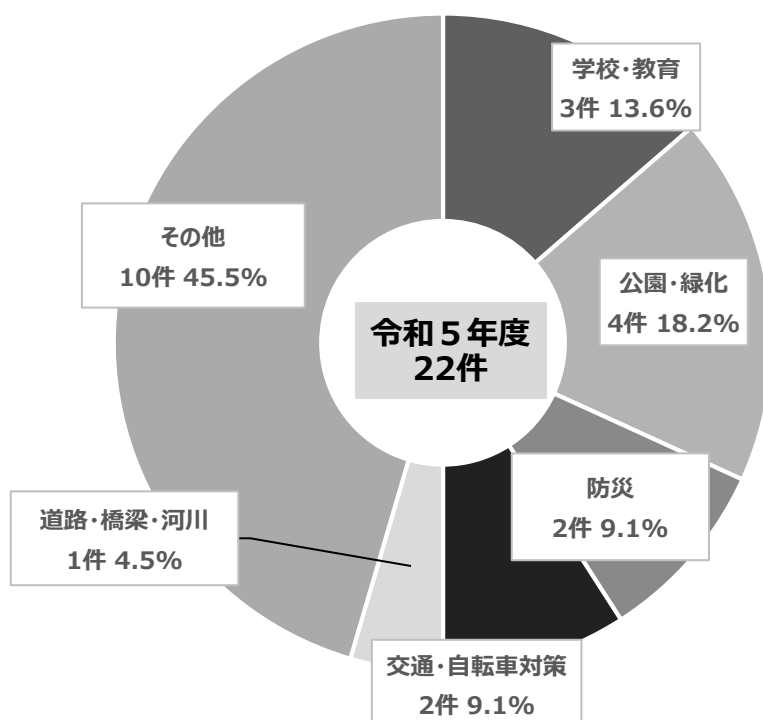
会 場 清水地域センター

区 民 区民34人 区職員11人

発 言 数 8件

(2) 発言件数

令和5年度の懇談会では、合計22件の発言がありました。
内容別の内訳は、次のとおりです。



※ 1件の発言（意見）に対して複数の所管が担当する場合があるため、
発言（意見）件数の合計と所管別担当件数は一致しません。

(3) 令和5年度 区民と区長との懇談会 報告書

① 令和5年度 第1回 区民と区長との懇談会（高島平地区）

○日 時 令和5年7月27日(木) 14:00～15:30

○会 場 高島平地域センター

○出席者 区民 30 名

区側 12 名

区長、政策経営部長、総務部長、危機管理部長、区民文化部長、福祉部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、地域教育力担当部長、高島平地域センター所長、広聴広報課長（司会）

【第一部】質問要旨及び区長回答

質 問 内 容	担 当 部 署
1 シャトルバスの運行について	都市整備部
2 新河岸地区への郵便局設置について	総務部
3① 公園（高島平緑地）の有効活用について	土木部
3② 西台駅下りホーム東口側エレベーター設置について	福祉部
4 こどもの池の閉鎖について	土木部
5 民生・児童委員の欠員問題について	福祉部、総務部
6 避難行動要支援者の個別避難計画について	危機管理部

【第二部】懇談（意見交換）

報 告 内 容

みどりの学びのエリア iCS の取り組みについて

【第三部】区からの情報提供

※懇談会の各回の報告書詳細については下記区ホームページに公開しております

URL: <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kusei/publiccomment/kondankai/index.html>

二次元コード



② 令和5年度 第2回 区民と区長との懇談会（熊野地区）

熊野地区で開催を予定していた、区民と区長との懇談会（実施予定日：令和5年9月8日）は、台風13号による荒天のため、書面開催となりました。

【第一部】質問要旨及び区長回答

質 問 内 容		担 当 部 署
1	東板橋少年野球場の芝生化について	区民文化部
2	集会室洋室化及びカラオケ料金への配慮について	区民文化部
3	外国人児童生徒等の対応について	教育委員会事務局
4	小学生児童の安全な登下校について	地域教育力担当 部、土木部
5	工事後の中丸児童遊園について	土木部
6	要支援者名簿を活用した防災訓練について	危機管理部
7	熊野町バス停留所の設置について	都市整備部

【第二部】懇談（意見交換）

報 告 内 容	
1	民生・児童委員確保のための対策について
2	高齢者見守り調査の見直しについて

【第三部】区からの情報提供

③ 令和5年度 第3回 区民と区長との懇談会（清水地区）

○日 時 令和5年11月11日(火) 14:00～15:30

○会 場 清水地域センター レクリエーションホール

○出席者 区民 34名

区側 11名

区長、政策経営部長、危機管理部長、区民文化部長、健康生きがい部長、資源環境部長、まちづくり推進室長、土木部長、教育委員会事務局次長、清水地域センター所長、広聴広報課長（司会）

【第一部】質問要旨及び区長回答

	質 問 内 容	担 当 部 署
1	大震災による木造密集の倒壊、延焼を防ぐための提案について	危機管理部 まちづくり推進室
2	首都高速5号線側道の自転車専用道路について	土木部
3	使用済発泡スチロール製食品トレイの出し方について	資源環境部
4①	他府県市町村に流出するふるさと納税に対する施策について	政策経営部
4②	志村警察署の移転の影響について	危機管理部
4③	自主管理歩道に植栽される樹木等の維持について	土木部
5	小学校・中学校のプログラミング教育について	教育委員会事務局
8	小学生のプール活動および学校図書館について	教育委員会事務局

【第二部】懇談（意見交換）

報 告 内 容

支え合い会議清水の活動紹介について

【第三部】区からの情報提供

3 モニター制度

区政に関して区民の皆様の意向を継続的に聴取し、行政の円滑な運営にいかすとともに、区政への住民参加を推進するため、昭和60年度から「いたばし・タウンモニター」を設置しています。任期は2年で、令和5年4月から、公募を含む51名の方をお願いしています。

さらに、区政の課題に関して区民の皆様のご意見・ご要望などを迅速に把握し、効果的に区政に反映させるため、インターネットを利用した「いたばし・eモニター」を平成15年9月から導入しました。従来の「いたばし・タウンモニター」制度に加えて、昼間お勤めしている方や若い世代の声を今まで以上に区政に取り入れるために始めたものです。任期は2年で、令和5年4月に191名の方をお願いしました。

モニターの方々には、アンケートの回答、その他区政全般についての情報・要望・意見等を随時お寄せいただいています。

(1) モニターの属性【令和5年4月1日現在】

① いたばし・タウンモニターの属性（51名）

【年代別内訳】

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合 計
0人	2人	1人	6人	9人	10人	23人	51人

【職業別内訳】

自営	会社員	主婦・主夫	学生	無職	その他
7人	7人	18人	2人	12人	5人

任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

② いたばし・eモニターの属性（191名）

【年代別内訳】

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合 計
2人	15人	35人	58人	49人	24人	8人	191人

任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 活動状況

■いたばし・タウンモニターアンケート、いたばし・eモニターアンケート

区政についてテーマを定め、それについてどのように考え望まれているかを、アンケートを通して調査し、区政の参考としました。なお、調査内容・結果については、その都度報告書を作成しています。報告書は、各所属への配付、区政資料室への配架及びホームページへの掲載をしているため、省略いたします。（※調査対象の人数に関しては年度途中で辞退等があるため、令和5年4月1日現在と相違する場合があります。）

◆いたばし・タウンモニター いたばし・eモニター（第1回）

- ・アンケート項目 「消費生活にかかる意識調査」
- ・調査目的

消費者トラブルの経験や相談窓口の認知度など、消費生活に関する意識や実態を把握することを目的とする。

調査対象	いたばし・タウンモニター 51人	いたばし・eモニター 189人
調査方法	郵送法、インターネット	インターネット
調査期間	令和5年5月30日～令和5年6月12日	
回答結果	回答数 47通（回収率92.2%）	回答数 130通（回収率68.8%）

◆いたばし・タウンモニター いたばし・eモニター（第2回）

- ・アンケート項目 「板橋区立図書館の運営について」
- ・調査目的

図書館サービスの更なる向上やより良い読書環境を提供することを目的とする。

調査対象	いたばし・タウンモニター 51人	いたばし・eモニター 189人
調査方法	郵送法、インターネット	インターネット
調査期間	令和5年7月31日～令和5年8月14日	
回答結果	回答数 40通（回収率78.4%）	回答数 121通（回収率64.0%）

◆いたばし・タウンモニター いたばし・eモニター（第3回）

- ・アンケート項目 「『板橋区民まつり』について」
- ・調査目的

区民まつりに関する認知度や満足度を確認し、今後の事業展開に資することを目的とする。

調査対象	いたばし・タウンモニター 51人	いたばし・eモニター 189人
調査方法	郵送法、インターネット	インターネット
調査期間	令和5年11月20日～令和5年12月4日	
回答結果	回答数 43通（回収率84.3%）	回答数 103通（回収率54.5%）

◆いたばし・タウンモニター いたばし・eモニター（第4回）

・アンケート項目 「板橋区都市づくりビジョン「都市づくりの取組」について」

・調査目的

都市づくりの取組に係る生活のしやすさ等について、意見を集めることを目的とする。

調査対象	いたばし・タウンモニター 51人	いたばし・eモニター 189人
調査方法	郵送法、インターネット	インターネット
調査期間	令和5年12月18日～令和6年1月9日	
回答結果	回答数 41通（回収率80.4%）	回答数 96通（回収率50.8%）

◆いたばし・タウンモニター いたばし・eモニター（第5回）

・アンケート項目 「食品ロスについて」

・調査目的

今後、より多くの方が食品ロス削減について意識し、実践していただけるよう区の啓発事業等の参考にすることを目的とする。

調査対象	いたばし・タウンモニター 51人	いたばし・eモニター 189人
調査方法	郵送法、インターネット	インターネット
調査期間	令和6年1月24日～令和6年2月7日	
回答結果	回答数 43通（回収率84.3%）	回答数 105通（回収率55.6%）

◆いたばし・タウンモニター いたばし・eモニター（第6回）

・アンケート項目 「いたばし暮らしガイド2024・防災ガイド・ハザードマップ2024 について」

・調査目的

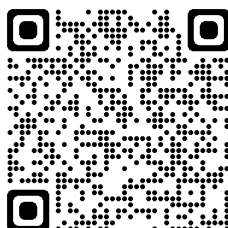
いたばし暮らしガイド2024・防災ガイド・ハザードマップ2024の次回発行に向けた資料とするため、意見を集めることを目的とする。

調査対象	いたばし・タウンモニター 51人	いたばし・eモニター 188人
調査方法	郵送法、インターネット	インターネット
調査期間	令和6年2月26日～令和6年3月11日	
回答結果	回答数 32通（回収率62.7%）	回答数 82通（回収率43.6%）

※モニターアンケート実施結果の詳細については下記区ホームページに公開しております

URL: <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kusei/publiccomment/monitor/1007829.html>

二次元コード



4 庁 舎 見 学 等

庁舎見学は、一般区民及び小学３年生児童の社会科学習の一環として、区役所本庁舎内で実施しています。説明には、広聴広報課職員及び見学先の職員があたり、それぞれの職場で働いている職員の様子や防災センター・本会議場等を見学して区の組織や仕事について理解を深めてもらうようにしています。

平成１２年度からは、中学１・２年生を対象とした職場体験学習が事業化され、区役所の業務等についての説明も実施しています。

【庁舎見学等実施状況】

年度	小学 3 年生		一 般		中学生職場体験		計	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
2 5	8	5 4 3 人	実績なし		6	1 7 人	1 4	5 6 0 人
2 6	1 1	6 4 6 人	2	4 0 人	1 0	2 8 人	2 3	7 1 4 人
2 7	8	6 5 0 人	1 4	2 1 9 人	6	1 7 人	2 8	8 8 6 人
2 8	9	6 3 8 人	1	1 6 人	9	2 1 人	1 9	6 7 5 人
2 9	7	5 0 2 人	1	3 1 人	4	1 0 人	1 2	5 4 3 人
3 0	7	6 6 6 人	2	3 6 人	6	1 6 人	1 5	7 1 8 人
1	1 0	8 6 1 人	実績なし		4	1 1 人	1 4	8 7 2 人
2	実績なし							
3	2	1 5 4 人	実績なし		3	9 人	5	1 6 3 人
4	3	2 4 5 人	実績なし		6	1 6 人	9	2 6 1 人
5	9	8 8 7 人	1	1 6 人	4	8 人	1 4	9 1 1 人

5 各課における広聴活動状況

(1) 広聴会・説明会等実施状況

区では、事業等の実施にあたっては、区から情報を提供するとともに区民の皆様からの意見・要望等を直接聞き、区民の皆様と区との相互理解を深める場を設けています。一般に、こうした方法は集団広聴活動といいますが、内容によって、広聴会・説明会・懇談会等の名称で開催されています。

部・課	名称（テーマ）	内 容 ・ 目 的	参加人員（延）	実施回数
政策経営部 政策企画課	板橋駅前用地の活用に係る説明会	板橋駅板橋口第一種市街地再開発事業に係る進捗状況説明、質疑応答	近隣の区民等 43 名	4 回
危機管理部 地域防災支援課	板橋区住民防災組織育成連絡協議会	住民防災組織の活動方針についての協議及び決定	板橋区町会連合会役員及び支部長、関係団体代表者 39 名	1 回
	板橋区住民防災組織活動方針連絡会	住民防災組織の活動方針についての説明及び意見交換	板橋区住民防災組織本部長 延 207 名	18 回
区民文化部 文化・国際交流課	文化会館・グリーンホール利用者懇談会	施設利用者との意見交換	利用団体 8 名（8 団体）	1 回
福祉部 障がい政策課	板橋キャンパス栄町跡地（栄町 3 5 番 2）障害福祉サービス事業所施設整備・運営事業者公募計画説明会	板橋キャンパス栄町跡地（栄町 3 5 番 2）障害福祉サービス事業所施設整備にあたって、近隣住民等を対象に整備計画を説明した。	15 名	1 回
子ども家庭部 保育サービス課	保育園・幼稚園入園ガイダンス	認可保育施設だけでなく、幼稚園・認証保育所などの認可外保育施設の概要について、一元的に情報提供	子育て施設の利用を希望する方 330 世帯	2 回
資源環境部 環境政策課	エコポリスセンター登録団体・ボランティア等の環境活動連絡会	エコポリスセンター登録団体及び環境ボランティアと区との環境教育事業や環境協働についての意見交換会	エコポリスセンター登録団体代表者及び環境ボランティア 35 名	5 回

部・課	名称（テーマ）	内 容・目 的	参加人員（延）	実施回数
資源環境部 資源循環推進課	プラスチック資源回収における住民説明会	プラスチックの回収方法を令和6年度から変更することについての説明、質疑応答	1,352 名 （臨時開催含む）	61 回
まちづくり推進室 まちづくり調整課	不燃化特区事業説明会	大谷口一丁目周辺地区の不燃化特区事業と主要生活道路の整備に関する説明	大谷口一丁目周辺地区参加 23 名	6 回
	大山駅東地区地区計画の変更素案説明会	大山駅東地区地区計画の変更素案の説明	62 名	2 回
	大山駅東地区地区計画の変更原案説明会	大山駅東地区地区計画の変更原案の説明	48 名	2 回
まちづくり推進室 鉄道立体化推進課	ときわ台駅周辺地区まちづくり勉強会	地区の現況や課題を話し合い、まちづくりに関する勉強を行うための場として開催	12 名	4 回
	上板橋駅北口周辺地区まちづくり勉強会	地区の現況や課題を話し合い、まちづくりに関する勉強を行うための場として開催	7 名	4 回
まちづくり推進室 高島平まちづくり推進課	高島平地域まちづくり説明会	高島平地域のまちづくりの検討状況について説明	地区住民・町会・自治会役員等 193 名	4 回
土木部 土木計画・交通安全課	板橋区自転車＋（プラス）活用推進協議会	自転車と電動小型モビリティ（自転車並みの速度で走るもの）の利活用に関する協議・検討	区民、学識経験者、関係団体代表者等 延 39 名	2 回
	板橋区交通安全協議会	交通関係行政機関および団体の協力体制確立のための連絡・協議	板橋区、警察、消防、関係団体代表者 延 90 名	2 回
土木部かわまちづくり計画担当課	板橋区かわまちづくり協議会	板橋区かわまちづくりに関わる協議等（板橋区かわまちづくり基本構想について）	板橋区、地元住民、事業者 21 人	1 回

部・課	名称（テーマ）	内 容 ・ 目 的	参加人員（延）	実施回数
土木部 みどりと公園課	山中児童遊園改修計画説明会	改修計画策定に係る意見交換及び決定後の詳細説明	近隣の区民等 22 名	2 回
	高島平七丁目公園改修計画説明会	改修計画策定に係る意見交換及び決定後の詳細説明	近隣の区民等 16 名	2 回
	四葉公園改修計画ワークショップ	改修基本計画策定に係る計画案の説明及び意見交換	近隣の区民等 13 名	3 回
	西徳第一公園改修計画ワークショップ	西徳第一公園改修基本計画策定に係る計画案の説明及び意見交換	近隣の区民等 34 名	4 回
	板橋公園改修計画ワークショップ	板橋公園基本計画策定に係る事業内容の説明及び意見交換	近隣の区民等 49 名	2 回
	板橋公園改修計画ワークショップ	板橋公園基本計画策定に係る事業内容の説明及びアンケートによる意見収集	板橋第十小学校 5 年生 94 名	1 回
教育委員会事務局 教育総務課	板橋区立中学校部活動地域移行協議会	中学校部活動の改革に関する取組の説明及び意見交換	スポーツ、文化・芸術関係者、保護者、地域関係者等 75 名	5 回
教育委員会事務局 新しい学校づくり課	上板橋第一中学校改築基本設計説明会及び東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく説明会	上板橋第一中学校 上板橋第一中学校の改築の基本設計及び改築計画に関する説明・質疑応答	近隣区民等 18 人	2 回
	志村小学校・志村第四中学校小中一貫型学校改築基本設計説明会及び東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく説明会	志村小学校・志村第四中学校の小中一貫型学校改築の基本設計及び改築計画に関する説明・質疑応答	近隣区民等 117 人	2 回
	志村小学校・志村第四中学校小中一貫型学校に関する保護者向け出張説明	志村小学校・志村第四中学校の小中一貫型学校改築の基本設計及び改築計画に関する説明・質疑応答	保護者 54 人	1 回

部 ・ 課	名称（テーマ）	内 容 ・ 目 的	参加人員（延）	実施 回数
教育委員会事務局 生涯学習課	大原生涯学習センター利用者懇談会	施設の登録団体が一同に会して、センターの運営に関する意見交換等を行う。	78 名	1 回
	成増生涯学習センター利用者懇談会	施設の登録団体が一同に会して、センターの運営に関する意見交換等を行う。	63 名	1 回
教育委員会事務局 中央図書館	中央図書館利用者懇談会	中央図書館・いたばしポローニャ絵本館のサービス向上のための意見交換	区民 3 名	1 回

(2) 公募委員選任状況

検討会・協議会等において、公募により区民を構成委員として選任し、運営しています。

部・課	運営会議名称	運営の内容・目的	構成員	公募委員	任期	開催回数
政策経営部 経営改革推進課	板橋区行政評価委員会	区民の立場に立った客観かつ公正な評価を行うため	7名	3名	1年	3回
総務部 契約管財課	板橋区入札監視委員会	区が発注する工事について、その客観性を高め、公正性、透明性を確保するため	5名	2名	2年	2回
総務部 区政情報課	情報公開及び個人情報保護審議会	情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の諮問に応じて審議・答申する。	15名	1名	2年	2回
危機管理部 防災危機管理課	板橋区生活安全協議会	区民の生活安全に関する事項を協議する。	27名	1名	2年	1回
区民文化部 地域振興課	ボランティア活動推進協議会	ボランティア活動の推進及び円滑化を図り、区民の福祉の向上に資することを目的に設置。	19名 (令和5年1月31日以降18名)	2名 (令和5年1月31日以降1名)	2年	4回 (部会3回)
産業経済部 赤塚支所	農業委員会	農業委員会等に関する法律に定めるところにより、農地等の利用関係の調整や農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。	12名	12名	3年	11回
健康生きがい部 介護保険課	板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会	板橋区の高齢者保健福祉施策の推進及び介護保険事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。	14名	2名	3年	4回
	板橋区地域密着型サービス運営委員会	板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づき、区内の介護保険法に定める地域密着型サービス及び介護予防地域密着型サービスの適正な整備及び運営を確保することを目的とする。	10名	2名	3年	1回

部 ・ 課	運営会議名称	運営の内容・目的	構成員	公募委員	任期	開催回数
健康生きがい部 健康推進課	女性健康支援センター運営協議会	女性の健康づくりの支援を推進し、センター事業の円滑な運営を図るため。	12 名	1 名	2 年	1 回
健康生きがい部 おとしより保健福祉センター	板橋区地域ケア運営協議会	高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、その人らしい自立した生活が継続できるよう支援する地域ケアの推進を目的として、おとしより保健福祉センター及び地域包括支援センター（おとしより相談センター）の事業の円滑な運営を図る。	15 名	1 名	3 年	5 回
健康生きがい部 おとしより保健福祉センター	板橋区 A I P 推進協議会	板橋区版 A I P の深化・推進に向けた取組の方向性や課題について協議、検討を行い、その進行管理について調査、審議する。	17 名	1 名	3 年	1 回
福祉部 障がい政策課	障がい福祉計画等策定委員会	障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定に向けた協議	15 名	1 名	1 年	3 回
	板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会	ユニバーサルデザインの総合的な推進に寄与すること	17 名	1 名	2 年	2 回
	板橋区地域自立支援協議会	相談支援事業の運営評価、障がい福祉関係機関の連携強化等の定期的な協議	15 名	1 名	2 年	3 回

部 ・ 課	運営会議名称	運営の内容・目的	構成員	公募委員	任期	開催回数
子ども家庭部 子ども政策課	板橋区子ども・子育て会議	板橋区次世代育成推進行動計画の進捗管理・見直し等	18 名	3 名	2 年	2 回
資源環境部 環境政策課	板橋区資源環境審議会	資源及び廃棄物並びに環境に関する行政の円滑な運営を図る。	20 名	1 名	2 年	2 回
	板橋区環境教育推進協議会	板橋区環境教育推進プランの進捗状況に対する評価・助言	20 名	2 名	2 年	2 回
都市整備部 都市計画課	板橋区景観審議会	景観の形成に係る施策の円滑な推進のため	15 名	2 名	2 年	2 回
	板橋区公共交通会議	板橋区の公共交通に関する協議・審議	20 名	1 名	2 年	3 回
都市整備部 住宅政策課	板橋区住宅対策審議会	区の住宅政策に関する重要な事項を審議するため ※令和 5 年度は実施せず	15 名	3 名	2 年	—
まちづくり推進室 鉄道立体化推進課	上板橋駅北口周辺地区まちづくり協議会	都市拠点として円滑な交通ネットワークが形成された、にぎわいのある、安全・安心で誰もが暮らしやすい地区の実現を目指して、地域の方々により、地区の現況・課題や将来のまちづくりに関する協議と検討を重ね、「上板橋駅北口周辺地区まちづくりマスタープラン」を策定することを目的とする。	14 名	7 名	なし	1 回
	ときわ台駅周辺地区まちづくり協議会	生活の拠点としてにぎわいのある、安全・安心で誰もが暮らしやすい地区の実現を目指して、地域の方々により、地区の現況・課題や将来のまちづくりに関する協議と検討を重ね、「ときわ台駅周辺地区まちづくりマスタープラン」を策定することを目的とする。	20 名	8 名	なし	1 回
まちづくり推進室 高島平まちづくり推進課	高島平地域まちづくり連絡会	高島平地域のまちづくりのあり方や具体化方策について意見交換を行う。	30 人	4 人	2 年	2 回
土木部 みどりと公園課	板橋区緑と公園の推進会議	緑の基本計画の進捗状況を点検・評価するとともに、緑や公園等に関する課題について提案・助言を行う。	13 名	2 名	2 年	4 回

部 ・ 課	運営会議名称	運営の内容・目的	構成員	公募委員	任期	開催回数
教育委員会事務局 教育総務課	板橋区立中学校部活動地域移行検討会議	板橋区立中学校部活動の地域移行に関する推進計画の策定における検討の方向性に係る助言及び提案を目的に設置。	14 名	1 名	1 年	4 回
教育委員会事務局 新しい学校づくり課	東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会	区立小学校及び中学校等の児童及び生徒数の影響に伴う教育環境の整備及び学校教育の充実を目的に、区立学校の適正規模及び適正配置などに関連する事項を審議する。	18 名	2 名	2 年	6 回
教育委員会事務局 生涯学習課	板橋グリーンカレッジ運営協議会	板橋グリーンカレッジの運営について必要な事項を定め、適切かつ効率的な実施を図ることを目的とする。	8 名	2 名	2 年	2 回
教育委員会事務局 地域教育力推進課	板橋区青少年問題協議会	青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整	30 名	1 名	2 年	1 回

(3) パブリックコメント実施状況

区では意見募集の一方法として、パブリックコメント制度を行っています。パブリックコメントとは、区における重要施策等の策定過程において、広く区民の皆様に素案を公表し、それに対して出された意見と意見に対する考え方についても公表することで、政策決定に区民の皆様の意向をより一層反映させるとともに、区の説明責任を果たす制度です。

案件名	状況	意見募集期間	結果公表日	意見件数 (人数)	問合せ先
板橋区パートナーシップ宣誓制度(仮称)素案	結果公表	令和5年6月13日 ～6月30日	令和5年9月9日	37件 (8人)	総務部 男女社会参画課
いたばし総合ボランティアセンター運営ビジョン2030(素案)	結果公表	令和5年9月25日 ～10月10日	令和5年12月23日	22件 (9人)	区民文化部 地域振興課
障がい者計画2030及び障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)(素案)	結果公表	令和5年11月11日 ～12月1日	令和6年3月23日	50件 (12人)	福祉部 障がい政策課
板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026(素案)	結果公表	令和5年11月18日 ～12月4日	令和6年3月27日	18件 (9人)	健康生きがい部 介護保険課
板橋区DX推進計画2025(仮称)後期実施計画(素案)	結果公表	令和5年11月20日 ～12月4日	令和6年3月13日	5件 (4人)	政策経営部 IT推進課
いたばしNo.1実現プラン2025改訂版(素案)	結果公表	令和5年12月2日 ～12月25日	令和6年3月16日	52件 (14人)	政策経営部 政策企画課
板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン(素案)	結果公表	令和5年12月7日 ～12月25日	令和6年1月29日	0件 (0人)	教育委員会事務局 教育総務課

案件名	状況	意見募集期間	結果公表日	意見件数 (人数)	問合せ先
板橋区国民健康保険保健事業プラン2029（第三期保健事業の実施計画（データヘルス計画）・第四期特定健康診査等実施計画）	結果公表	令和5年12月9日 ～12月25日	令和6年3月23日	1件 (1人)	健康生きがい部 国保年金課
板橋区地域防災計画（令和5年度改定）（素案）	結果公表	令和5年12月16日 ～令和6年1月5日	令和6年4月5日	2件 (2人)	危機管理部 防災危機管理課
いたばし魅力ある学校づくり審議会（東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会）答申（中間まとめ）	結果公表	令和6年1月10日 ～令和6年1月26日	令和6年5月17日	100件 (37人)	教育委員会事務局 新しい学校づくり課
高島平地域交流核形成まちづくりプラン（案）	結果公表	令和6年1月26日 ～2月16日	令和6年3月27日	124件 (39人)	まちづくり推進室 高島平まちづくり推進課
令和6年度板橋区食品衛生監視指導計画（素案）	結果公表	令和6年2月3日 ～2月19日	令和6年3月23日	0件 (0人)	健康生きがい部 生活衛生課

(4) 区民の声収集システム受信件数

ホームページ上には、区民の皆様からの要望・意見等を直接各課で受け付ける広聴システムがあり、迅速かつ的確に対応しています。

（単位：件）

年度／区分	合 計	要 望	意 見	相 談	苦 情	問 合	その他
令和3年度	11,025	1,576	703	763	942	6,127	914
令和4年度	8,894	1,245	505	665	1,011	4,441	1,027
令和5年度	8,663	1,220	511	772	961	4,420	779

※区民の声収集システムで受信したもののうち、「区長への手紙」を除く

6 相 談

区民相談室を設置し、弁護士、税理士、宅地建物取引士、建築士、司法書士、行政書士、社会保険労務士等による無料相談を実施しています。

区内在住・在勤・在学の個人の方を対象に、予約制により、専門相談員が面談のうえ、助言しています。

(1) 各種相談実施状況（区民相談）

相談種目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法 律 相 談	1,322	1,939	2,539
税 務 相 談	181	334	415
家 事 相 談	27	57	57
建 築 相 談	29	43	43
登 記 相 談	93	133	163
年金・社会保険・労務相談	18	31	28
不 動 産 取 引 相 談	64	115	118
行 政 相 談	0	2	2
人 権 相 談	0	0	12
書 類 作 成 相 談	34	25	18
青 少 年 相 談	3	1	0
更 生 相 談	30	29	35
計	1,801	2,709	3,430

※更生相談は、保護観察官による更生保護相談で東京保護観察所から出向

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の相談を休止。

令和3年度：法律相談の赤塚支所での法律相談。行政相談。人権相談。

令和4年度：法律相談の赤塚支所での法律相談。人権相談。

令和5年度：法律相談の赤塚支所での法律相談。人権相談。※年度途中より相談を再開

(2) 主要相談種目の状況（区民相談）

① 法律相談

< 法律相談内容別相談件数 >

相談内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 土地・家屋賃貸借関係 ②	131	③ 200	③ 236
2 相隣関係	45	85	131
3 その他土地・家屋関係 ④	122	④ 146	⑤ 177
4 金銭関係 ③	130	③ 200	④ 234
5 商取引関係	53	43	67
6 夫婦・親族関係	66	60	109
7 離婚・婚約不履行関係 ⑤	119	② 202	② 241
8 相続・遺言 ①	443	① 694	① 895
9 損害賠償	65	86	109
10 法人関係	2	3	3
11 刑事事件	7	9	21
12 交通事故	12	23	33
13 労働関係	29	41	79
14 その他	98	147	204
計	1,322	1,939	2,539

※○数字は、上位項目の順番（その他を除く）

◇ 法律講座

< 法律講座参加者数 >

年度	令和3年度	人数	令和4年度	人数	令和5年度	人数
講座名	相続をカスタマイズしよう	31	お金とお墓の守り方	21	備えよう！老後の財産管理と遺言	36
	自分を守る 財産管理のポイント		遺産の残し方・分け方		知っておこう！後悔しない相続の進め方	
	うちは相続税がかかるの		相続税額を計算してみよう		知っておこう、備えよう、将来の自分の相続税	
	計	31	計	21	計	36

※法律講座は、日ごろ相談室で特に相談の多いテーマを取り上げ、昭和62年度から実施。

なお、平成3年度からは夜間に法律講座を行い、15年度からは講座の日数を5日間から4日間とした。20年度からは2日間で午後と夜間に開催した。
25年度からは、1日2講座（午後・夜間）開催とした。
27年度からは、3講座セットでの開催とし、申込も講座ごとではなくセットで受け付けた。

② 税務相談

<税務相談内容別相談件数>

内容 年度	国 税					小 計	地方税								小 計	そ の 他	計
	所 得 税	法 人 税	相 続 税	贈 与 税	そ の 他		都 ・ 区 民 税	固 定 資 産 税	事 業 税	不 動 産 取 得 税	料 理 飲 食 等 消 費 税	自 動 車 税	軽 自 動 車 税	そ の 他			
令和3年度	67	1	73	30	6	177	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	181
令和4年度	118	4	150	41	8	321	1	3	1	4	0	0	0	1	10	3	334
令和5年度	133	2	208	53	4	400	0	2	0	2	1	0	0	0	5	10	415

③ 家事相談

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休止

<家事相談内容別相談件数>

相 談 内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 夫 婦 関 係	9	20	17
2 親 子 関 係	6	16	10
3 兄 弟 姉 妹 関 係	3	3	6
4 家 族 の 問 題	5	9	12
5 生 活 関 係	2	2	0
6 恋 愛 関 係	1	0	4
7 相 続 関 係	0	0	0
8 青 少 年 の 教 育 指 導	0	0	0
9 相 隣 関 係	0	4	6
10 そ の 他	1	3	2
計	27	57	57

④ 建築相談

< 建築相談内容別相談件数 >

年度	敷地	設計	施工	請負 契約	融資	その他	計
令和3年度	7	3	8	1	0	10	29
令和4年度	7	10	5	2	0	19	43
令和5年度	8	8	7	1	0	19	43

⑤ 登記相談

< 登記相談内容別相談件数 >

年度	売買	贈与	相続	抵当 契約	商業	その他	計
令和3年度	4	12	66	4	1	6	93
令和4年度	6	5	102	4	0	16	133
令和5年度	5	11	128	4	1	14	163

⑥ 年金・社会保険・労務相談

< 年金・社会保険・労務相談内容別相談件数 >

内容 年度	労働 基準 法	労働 災 害 保 険 法	健康 保 険 法	国民 健康 保 険 法	厚生 年 金 保 険 法	国民 年 金 法	雇用 保 険 法	各 法 手 続 関 係	新 規 適 用 関 係	そ の 他	計
令和3年度	0	1	4	1	4	2	1	0	0	5	18
令和4年度	4	1	3	3	6	5	2	1	0	6	31
令和5年度	0	2	12	0	3	5	2	2	0	2	28

⑦ 不動産取引相談

< 不動産取引相談内容別相談件数 >

年度	売買・賃貸	一般相談	鑑定相談	その他	計
令和3年度	57	3	0	4	64
令和4年度	72	36	7	0	115
令和5年度	109	4	0	5	118

⑧ 行政相談

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休止

<行政相談内容別相談件数>

内容 年度	年金 関係	税金 関係	福祉 関係	環境・ 衛生 関係	教育・ 青少年 関係	郵便 関係	道路・ 河川 関係	公営 住宅 関係	公害・ 清掃 関係	交通 関係	区政 一般 関係	民事 関係	その他	計
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2

⑨ 人権相談

※令和3年度、4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休止。

※令和5年度途中より相談を再開。

<人権相談内容別相談件数>

内容 年度	プライバシー 侵害	名誉 き損	差別 待遇	相隣 関係	暴行・ 虐待	労働 関係	強制・ 強要	その他	合計
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	2	0	0	1	2	2	5	12

⑩ 書類作成相談

<書類作成相談内容別相談件数>

内容 年度	建設業の 許可申請	宅地建物 取引業 免許申請 関係	風俗営業 許可申請	自動車 登録・車庫 証明申請等	運送業 許可申請	著作権 登録申請	在留資格等 に関する 書面作成	国籍帰化等 戸籍関係 手続	各種契約 書作成	遺産分割 協議書作成	離婚協議 書作成	告訴・告 発等書類 の作成	権利義務 事実証明	会社組合 等の設立 書類	遺言に 関する 書面作成	その他	計
令和3年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	14	16	34
令和4年度	1	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	1	8	10	25
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	6	7	18

(3) 地域センター

地域センターは、地域振興機能や自治力 UP を担う拠点として区内に 18 か所設置しています。

地域センターでは、町会・自治会や青少年健全育成地区委員会などの関係団体とともに、地域福祉の向上に努めるだけでなく、地域活動、行政、福祉、健康、育児等の多様な相談や要望の聞き取りと、課題解決に向けた関係機関等の照会、所管部署への引継ぎや、区等へ提出する書類の記入方法のアドバイスをを行っています。

① 受付状況

	合計	相談	要望	苦情	意見	問合せ	その他
令和 5 年度	153	93	33	1	1	14	11

② 受付及び対応内容の要約

受付月	種別	内容	対応
4	相談	家にタヌキが住みついてしまい、困っていることを区に相談したが、タヌキは各個人に対応していただいている、と言われてしまった。何とかならないか。	環境政策課自然環境保護係に問い合わせたところ、ハクビシンやアライグマは外来種で、区で駆除や捕獲しているが、タヌキは日本の古来種であることから区では駆除・捕獲はしていない。駆除や捕獲することがいけないわけではないが、区でやっていないため、自費でやっていただくことになる、との回答。駆除対応業者の紹介と、タヌキを追い出すだけであれば、タヌキが嫌がる臭いの木酢液をまくとよい、とのアドバイスをいただいたので、その内容を相談者へお知らせした。
4	相談	私道を挟んで向かいの家の敷地から樹木が張り出しており、落葉や花粉等の清掃を強いられているほか、樹木が電線に引っ掛かりそうで危険を感じている。何度か剪定を依頼しているが、対応してくれず困っている。民民の問題とは理解しているが、(法的手段以外で)何か手立てはないか。	現地を確認のうえ、土木サービスセンターに問合せたところ、「私道上のため、区から指導することは困難。住民同士の話し合いで解決されたい。なお、改正民法第 233 条の取扱いを含め、問合せは受けることができる」とのことだったので必要に応じ、連絡するよう伝えた。
4	問合せ	特別障がい者手当の申請窓口を教えてください。	相談者の住所を確認の上、管轄の福祉事務所に問い合わせたところ、対象者によって窓口が異なるとのことだったため、ご本人に電話を代わり、具体的な話をしてもらった。その結果、区役所で申請書類を受け取って手続きができることが分かったため、区

			役所を案内した。
6	要望	都道の側道に放置自転車と放置バイクが何台か停められている。最近増えてきているので、何とかしてほしい。	センター職員が現地を確認したところ、放置自転車13台と放置バイクが5台あった。区の担当である土木計画・交通安全課交通安全係に対応を聞いたところ、都道の側道も都の管轄なので、放置自転車は東京都（第四建設事務所）、放置バイクは警察の管轄になるとのこと。東京都第四建設事務所と警察署交通課に連絡を入れ、対応を依頼した。なお、警察からは放置バイクについては、盗難の関係もあるため、時間がかかるという回答だったため、その旨、相談者へ回答した。
6	要望	都道と国道の交差点内の換気口の周りの植栽及びポイ捨てごみについて対応して欲しい。	土木サービスセンターに相談したところ、管理者である国交省万世橋出張所（その後東京都第四建設事務所が管理者であることが判明。）に対応を依頼するとの連絡があった。後日相談者より、対応に対するお礼の電話があった。
6	要望	近隣の事業者より、地域貢献のため事業所敷地内で防災イベントを開催したい、事業周知等で地元町会の協力をいただけないか、との相談。	事業者の依頼を受けて、町会長と面談する場を調整した。今後、イベントの概要が固まり次第、再度相談するとのこと。
6	相談	マイナンバーに関する通知が自宅へ郵送されてきたが、視覚障がいがあるため、内容を確認・把握することができない。通知文の内容とともに手続き方法等について教えてほしい。	通知内容が、マイナンバーカードの更新に関するものであることを確認し、相談者へお伝えするとともに、地域センターから近隣の区民事務所に更新手続きについて電話確認を行ったところ、相談者がこの後、区民事務所へ出向いて手続きを行いたいとのことであったため、その旨区民事務所へ対応をお願いした。
6	要望	近隣住民より、区道と民営駐車場の境に猫の死骸が放置された状態になっている。どうにかしてほしい、と連絡。	地域センターで現場確認をしたところ、区道上に猫の死骸を確認した。腐敗が進んでいる状況を考慮し、その場で死骸の袋詰め作業を行い地域センターへ移動。その後、板橋東清掃事務所へ連絡し、引き取りしてもらった。
7	相談	隣家に蜂の巣が出来ていて駆除してもらいたいが、隣家の住人は別の場所に住んでいるらしく空き家になっており、連絡先もわからず困っている。	環境政策課自然環境保全係に確認したところ、区では私有地の蜂の巣の撤去は行っていないため、隣の住人に連絡を取り撤去を依頼するしかないとのこと。隣家の郵便受けに郵便物等が溜まっていないとのことだったので、郵便局に転送届が出ているかもしれないので手紙を出したらどうかと提

			案。その後、調べた所、スズメバチの巣の駆除について、空き家で所有者の所在が分からない場合は、区が「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき所有者等調査を行い、対応してもらうよう要請することが判明した。そのため担当部署の建築安全課老朽建築物対策係に相談し、手紙を出しても連絡がつかない場合は相談に乗るとのことだったので、その旨、相談者へ情報提供した。
9	相談	粗大ごみの申し込みをしたいが、聴覚障がい者なので電話で話ができない。インターネットの環境もないのでどうしたらよいか。	粗大ごみ受付センターには、ファクスで申し込む方法があり、そのための用紙を資源循環推進課から取り寄せ、本人に説明の上、渡した。
9	相談	児童遊園の看板の文字が薄くなっていて読みづらい、また、児童遊園内の桜の木が腐食していて危ないので、伐採など対応を検討してもらいたい。	土木サービスセンターへ連絡し、現地確認してもらったところ、一部文字が灼けて白くなっていたため、すぐに対応する、とのこと。また、桜の木については、苔やキノコの状態を確認したところ、このままにしておくのは適当ではないと考えられるが、公園内に、他に桜の木がないため、対応を検討した上で作業を進める、とのこと。
9	問合せ	町会関係者より、公園内のトイレに多数の蜘蛛の巣が張られているなど、トイレが汚れている、との訴えあり。	職員が公園に向かい、現場を確認。土木サービスセンターに伝え、掃除をお願いした。
10	相談	近隣の電柱（2か所）に巻き付けてある金属製のはり札が危ないので撤去してほしい	現地を確認し、土木計画・交通安全課に連絡したところ、1か所は「飛出し注意」札なので撤去できるが、もう一つは「貼り紙厳禁」と書いてある札なので撤去できないとの返答を得た。後日、相談者に回答し、実際の場所を確認した上で、地域センター職員が「飛出し注意」札を撤去した。
12	相談	いたばし pay の設定について、スマホの操作をセンターでやってもらえないか。	複雑な内容だと対応は難しいが、通常のスマホの操作に近い範囲でなら対応可能と伝え、一緒に操作したところ、相談者の希望する設定が完了した。
2	相談	町会に加入したいのだが、会費がいくら、また、町会でどのような活動をしているのかも聞きたい。	町会費については、センターで把握していたため、その場で伝えた。また、町会の詳しい活動内容については、町会長了承の上、町会長の連絡先を伝え、直接、聞いてもらうこととなった。
3	要望	区の消火器が自宅の向かい側に設置されている。今後、向かいの家が取り壊されることになったため、自分の家の前に移設してほしい。	地域防災支援課消防防災担当に連絡し、消火器移設の要望について説明したところ、今後のスケジュール等、直接、相談者に説明の上、やりとりするという事となったと

			のこと。
3	問合せ	ランニングしている女性の方が、センターに立ち寄り、近隣中学校の自主管理歩道脇に植栽されている苗木（数十メートル）がここ数日の強風によって倒されている。 枯れてしまうのはかわいそう。また、私たちの税金を使って植えているのであればしっかり管理してほしいとの要望をいただいた。	地域センター職員が状況確認に行ったところ、結構な数の苗木が風によって倒されていたため、土木サービスセンターへ状況を説明し、対応をお願いした。前の週の土曜日に事業者へ委託し植栽をしたところだったため、土木サービスセンターの担当者は、委託事業者へ対応させるとのことだった。
3	相談	近隣住民より、公道上の桜の木が枯れている。倒木が心配。	職員が現場に向かい、状況を確認し、土木サービスセンターに伝え、伐採をお願いした。

令和５年度 広聴・相談活動の一年

刊行物番号

R06 — 95

編集・発行

令和６年１０月発行

板橋区政策経営部広聴広報課

板橋区板橋２－６６－１

TEL（３５７９）２０２４

古紙を配合した紙を使用しています。



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp>